

令和 8 年度外国人雇用に関するニーズ調査・分析業務仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度外国人雇用に関するニーズ調査・分析業務

2 実施主体

宮城県（以下「発注者」という。）

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 委託業務の目的

本県では、生産年齢人口の減少が進む中、県内企業における事業維持・発展のための人材確保が重要な課題となっており、人手不足の解消には外国人材の活躍が不可欠な状況にある。

こうした中、宮城労働局公表の「外国人雇用状況」届出状況まとめ（令和 7 年 10 月末時点）によると、県内の外国人労働者数および外国人を雇用する事業所数は過去最高を記録している。

その一方で県内には外国人材の雇用に慎重な姿勢を示す企業も依然として多く見られ、外国人材の活躍の場を広げていくことが求められる。このため、外国人材に「働く場・暮らす場」として宮城を選んでもらい、今後も地域社会で活躍・定着し続けてもらうための効果的な施策の検討が必要となっている。

本事業は、外国人雇用に関する県内企業のニーズや課題、および県内企業で就労する外国人材の実態やニーズを正確に把握し、採用・定着支援に向けた効果的な施策を展開するための基礎資料を構築することを目的とする。

5 委託業務の内容

委託業務の内容は以下の（１）～（４）とする。なお、受注者は契約締結後、速やかに業務実施計画書（業務の実施方法及びスケジュール等）を作成し、発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

（１）県内事業所向け外国人材採用に関するニーズ調査

受注者は、発注者が提供する日本標準産業分類毎の「特定事業所リスト（以下「特定リスト」という）」から、発注者が指定する割合に応じて受注者が抽出した 1,000 事業所と、発注者が日本標準産業分類毎に指定する割合に応じて、受注者が独自に収集・整理する、特定リストに非掲載の 3,000 事業所を統合し、計 4,000 事業所からなる「調査対象事業所リスト」を作成の上、調査を実施すること。なお、実施に当たっては以下の事項に留意すること。

ア 調査項目の作成

調査項目については、後掲の項目例を基に「調査項目案」を作成・提案し、発注者と協議の上で決定すること。また、調査項目の確定後、受注者は Web 回答フォーム等を構築し、調査対象企業の回答負荷を軽減するなどの工夫を図ること。

【項目例】

基礎情報（共通）	日本標準産業分類、特定産業 19 分野※該当の有無（有の場合はその種類）、全従業員数、所在地、外国人雇用の有無、担当者名、連絡先（電話及びメール）、今後の県からの事業紹介の可否
基礎情報① （外国人雇用有の場合）	・外国人雇用人数、外国人を雇用する理由、住居確保の方法と平均コスト（月あたり）、事業所が実施する生活サポートの内容や平均コスト（月あたり） ・国籍、年齢、性別、在留資格、最終学歴、雇用形態、業務内容、待遇（平均月収）、勤続年数、採用ルート、日本語のレベル
行政による取組支援関係 （外国人雇用有の場合）	・外国人の雇用及び職場定着に関する課題 ・外国人を雇用した後に事業所で独自に実施している取組 ・外国人を雇用した後に事業所で取組を実施する際に課題に感じていること ・外国人を雇用した後に事業所で実施する取組に関して行政に期待する支援 ・今後の採用方針 【「技能実習」・「特定技能」で雇用している事業所向け】 ・「技術・人文知識・国際業務」での追加雇用希望有無と雇用に向けたハードル 【「技術・人文知識・国際業務」で雇用している事業所向け】 ・「技能実習」・「特定技能」での追加雇用希望有無と雇用に向けたハードル
基礎情報② （外国人雇用無の場合）	・外国人を雇用していない理由 ・今後の外国人の雇用の検討有無 ・雇用する場合の外国人像（国籍、年齢、在留資格等） ・「技能実習」・「特定技能」での雇用希望有無と雇用に向けたハードル ・「技術・人文知識・国際業務」での雇用希望有無と雇用に向けたハードル

※特定産業19分野

介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環

イ 調査依頼及び回答収集

調査項目の作成後、受注者において調査対象事業所あてに協力依頼状及び調査票を送付すること。なお、協力依頼状の内容は県と協議すること。また、調査対象事業所への依頼にあたり、依頼状等の印刷、送付用封筒の調達及び宛名印刷、依頼状等の送付等で費用が発生する場合、その費用は受注者が負担すること。

未回答の企業に対しては、可能な範囲で電話等により回答を依頼すること。ただし、調査開始後、調査対象事業所から調査に協力できないとの申し出があり、かつ事業所名等を確認することができた調査対象事業所に対しては、以降回答依頼を行わないこと。その他、調査票回収率の向上のために実施できる取組があれば提案すること。

(2) 県内外国人材向けニーズ調査

受注者は、発注者が提供する「特定リスト」から、発注者が指定する割合に応じて受注者が抽出した1,000事業所に対して、当該事業所で雇用されている外国人材本人向けの調査（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語※で作成する）を依頼すること。なお、本調査の対象となる事業所は（1）で調査対象とする事業所と重複しないように留意することとし、さらに実施に当たっては以下の事項に留意すること。

ア 調査項目の作成

調査項目については、後掲の項目例を基に「調査項目案」を作成・提案し、発注者と協議の上で決定すること。また、調査項目の確定後、受注者はWeb回答フォーム等を作成するなどの工夫を図ること。なお、「やさしい日本語」で調査項目を作成するほか県内で就労する外国人材の主要な国籍（言語）に留意し、回答率の向上に向けて多言語※対応（翻訳・システム対応等）を行う。

【項目例】

基礎情報	日本標準産業分類、雇用先事業所名、特定産業19分野（該当の有無、有の場合はその種類）、国籍、在留資格、年齢、月収、母国への送金額
質問項目	・職場環境と満足度 ・日本語でのコミュニケーション状況 ・生活面のサポート状況 ・今後のキャリア、目標 ・宮城県で働き続けるために、雇用先からどのような支援を期待するか

	・宮城県で働き続けるために、行政からどのような支援を期待するか 等
--	-----------------------------------

イ 調査依頼及び回答収集

調査項目の作成後、受注者において調査対象事業所あてに協力依頼状及び調査票を送付すること。なお、協力依頼状の内容は県と協議すること。また、調査対象事業所への依頼にあたり、依頼状等の印刷、送付用封筒の調達及び宛名印刷、依頼状等の送付等で費用が発生する場合、その費用は受託者が負担すること。回答に当たっては事業所単位ではなく、雇用されている外国人材毎での回答を求めることから、調査依頼方式について工夫すること。

未回答の事業所に対しては、可能な範囲で電話等により回答を依頼すること。ただし、調査開始後、調査対象事業所から調査に協力できないとの申し出があり、かつ事業所名等を確認することができた調査対象事業所に対しては、以降回答依頼を行わないこと。その他、調査票回収率の向上のために実施できる取組があれば提案すること。

(3) 本県の外国人採用・定着に関する多角的な分析

受注者は上記調査について、単なる統計・集計に留まらず、「事業所規模」「特定産業分野」「在留資格」「国籍」等の項目によるクロス集計を行い、セグメント別の特有のニーズを特定、分析すること。

(4) 本県が講じるべき外国人採用・定着に関する有効な施策手法の提案

分析されたニーズに基づき、本県に限られた財源と人的資源で最大の効果を発揮できるよう、特定産業分野別及び在留資格別の有効な施策手法を提案すること。

6 業務報告

(1) 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 成果物の提出

受注者は次に掲げる事項に留意の上、期限までに5（1）から（4）までの業務に関する成果物を発注者に提出するものとする。

ア 期限

令和9年2月26日（金）

イ 成果物の構成

本業務の成果物は、分析等報告書及び政策提案書並びに両書に記載のバックデータとする。

ウ 納入物

（ア）分析等報告書及び政策提案書（紙媒体）（別途概要版を含む。）2部

（イ）分析等報告書及び政策提案書並びに両書に記載のバックデータを保存した電子媒体

(CD-R等) 2部

なお、提供データについては、事後のデータ活用・再考証が容易な形態 (Word、Excel またはパワーポイント方式) とすること。

エ 納入場所

宮城県経済商工観光部国際政策課 (宮城県行政庁舎 1 4 階)

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

オ 留意事項

- (ア) 分析等報告書の冒頭で、活用に当たっての留意事項や掲載データの特性等について明記すること。
- (イ) 各分析等業務において、社会情勢などを踏まえた上で、分析結果から客観的に読み取れる内容等についてレビューを付記すること。
- (ウ) 分析等報告書の作成に当たっては、全体像を把握しやすい図示資料等を用いること。
- (オ) 活用する統計データ及び資料については、出所や出典を明記し、データの加工を行っている場合は、原則としてその方法を明らかにすること。
- (エ) 分析等報告書内で使用する専門用語については、用語解説を行うこと。
- (オ) 分析等に当たって公表できないデータ等を用いる場合は、分析等報告書等において、公表できない範囲を明確に区分すること。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 受注者は、本成果物の著作権 (著作権法 (昭和 4 5 年法律第 4 8 号) 第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利をいう。) を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。
- (2) 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。
- (4) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類 (写し) を提出すること (様式は任意)。
- (5) 受注者 (再委託をした場合の事業者を含む。) は、本業務の実施により知り得た個人情報の取扱いに関し、別記個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

8 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (2) 受注者は、不可抗力により業務の全部または一部の実施ができないときは、発注者と協議の上、必要に応じて代替策を実施すること。

発注者が指定する日本標準産業分類毎の調査対象事業所割合（第5 委託業務の内容関係）

※E 製造業、M 宿泊業、飲食サービス業、P 医療、福祉については、以下の中分類での割合となるように留意すること。

日本標準産業分類（大・中分類）	5(1)特定リスト	5(1)特定リスト以外	5(2)特定リスト
A～B 農林漁業（個人経営を除く）	40 事業所	80 事業所	40 事業所
D 建設業	160 事業所	500 事業所	160 事業所
E 製造業	160 事業所	450 事業所	160 事業所
うち 「09 食品製造業」	(80 事業所)	(250 事業所)	(80 事業所)
上記以外	(80 事業所)	(200 事業所)	(80 事業所)
G 情報通信業	20 事業所	40 事業所	20 事業所
H 運輸業、郵便業	20 事業所	100 事業所	20 事業所
I 卸売業、小売業	200 事業所	550 事業所	200 事業所
J 金融業、保険業	5 事業所	20 事業所	5 事業所
K 不動産業、物品賃貸業	10 事業所	30 事業所	10 事業所
L 学術研究、専門・技術サービス業	30 事業所	80 事業所	30 事業所
M 宿泊業、飲食サービス業	160 事業所	500 事業所	160 事業所
うち 「75 宿泊業」	(30 事業所)	(250 事業所)	(30 事業所)
上記以外	(130 事業所)	(250 事業所)	(130 事業所)
N 生活関連サービス業、娯楽業	15 事業所	100 事業所	15 事業所
P 医療、福祉	100 事業所	300 事業所	100 事業所
うち 「83 医療業」	(25 事業所)	(75 事業所)	(25 事業所)
上記以外	(75 事業所)	(225 事業所)	(75 事業所)
R サービス業（他に分類されないもの）	80 事業所	250 事業所	80 事業所
合計	1,000 事業所	3,000 事業所	1,000 事業所

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当

該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第 12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。